

8 医 第 6 3 9 号
平成 2 8 年 7 月 2 7 日

各訪問看護ステーション設置者 様
各病院開設者 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

京都府訪問看護ステーション支援事業補助金に係る書類の提出について

平素は、京都府の保健福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
京都府では、在宅医療の推進において重要な役割を担う訪問看護ステーションを支援するため、上記事業を実施しております。

本年度も別添の実施要領に基づき実施しますので、本年度、補助対象の「訪問専用自動車等整備事業」を実施予定で、補助金申請を希望される場合は、下記により必要書類を期日までに提出いただきますようお願いいたします。

なお、京都健康医療よろずネットにも掲載しておりますので御了知ください。

記

1 提出書類等について

- (1) 提出期限 平成 2 8 年 8 月 2 6 日(金) (当日必着)
- (2) 提出先 京都府健康福祉部医療課医務・看護担当
- (3) 提出方法 次の書類を担当あて郵送にて提出
 - ・別紙 1 - 1 事業所概要 (見込み)
 - ・別紙 1 - 2 所要額調書
 - ・別紙 1 - 3 対象経費所要額明細書 (添付書類：見積書)
 - ・平成 2 8 年度予算書抄本

※ 本補助金の申請を希望する設置者は、必ず書類の提出をお願いします。

2 今後のスケジュール等

書類を提出した設置者に対し、平成 2 8 年 9 月頃に交付申請書の提出依頼をする予定です。

※ 予算枠内の執行となるよう補助金額を調整する場合があります。

担	〒602-8570 (住所記載不要)	
	京都府健康福祉部医療課 医務・看護担当 (高野)	
当	電話	075-414-4746
	FAX	075-414-4752

事業所概要(見込み)

申請 (開設) 者	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地	(〒 -) 京都府						
	連絡先	電話番号				FAX 番号		
		メールアドレス						
	法人の種別							
補助を受けようとする事業所	代表者の職・氏名	職名				氏名		
	事業所所在地 (事業所名)	(〒 -) 京都府 (事業所名)						
	連絡先	電話番号				FAX 番号		
		メールアドレス						
	同一所在地において行う事業等の種類	事業開始(予定)年月日(※)			指定(許可)年月日(※)			
	訪問看護							
介護予防訪問看護								
健康保険法による指定 (みなし事業所の場合は記載不要)								

※4月1日現在の状況を記入すること

区分	3月末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	4~3月平均
		従事者の職種・員数	保健師												
助産師															
看護師															
准看護師															
作業療法士															
理学療法士															
合計															

A

B

補助要件

$$B \text{ [] } - A \text{ [] } = \text{ [] } \geq 0.5$$

- 注 1 職種別の人数(常勤・非常勤を問わない)を記入すること
 2 各月1日現在の人員を記入すること。(3月末は末日現在)

訪問看護ステーション支援事業補助金所要額調査(訪問専用自動車等整備事業)

(補助事業者名:)

(単位:円)

対象経費の 支出予定額(A)	府補助基準額(B)	選定額(C)	補助率	府補助額(D)
	1,000,000		1/2	

注1 (C)欄には、(A)と(B)とを比較して少ない方の額を記入すること。

注2 (D)欄には、(C)に補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

対象経費所要額明細書(訪問専用自動車等整備事業)

車名	メーカー名	排気量	車種	購入価格	補助対象額 (車両本体価格・税抜き)	備考

(注) 1. 補助対象額(車両本体価格・税抜き)が、様式1-2の(A)欄と一致すること。
 2. 見積書(写)を添付すること。

平成28年度予算書抄本

(単位:円)

歳 入	歳 出
現金 京都府補助金	設備備品 内訳 (補助対象 その他)
計	計

上記のとおり相違ないことを証明します

平成 年 月 日

設置者

代表者

<記入例>

平成28年度予算書抄本

(単位:円)

歳 入		歳 出	
現金	800,000	設備備品	1,300,000
京都府補助金	500,000	内訳	
		補助対象分	1,000,000
		その他	300,000
計	1,300,000	計	1,300,000

上記のとおり相違ないことを証明します

平成 年 月 日

設置者 ○○会社(法人)○○○○○

代表者 代表取締役(理事長)○○○○○
(印は不要)

平成28年度所要見込額調査票 記載確認チェックリスト
(訪問専用自動車等整備事業)

●別紙1-1 事業所概要(見込み)

増員の判断基準を満たしているか。

判断基準：前年度3月末時点の人員と比較し、今年度0.5人以上人員が増えること。

※基準は下記の計算式による。算出にあたっては、人員の常勤、非常勤を問わないが、職種は保健師、助産師、看護師、准看護師、作業療法士、理学療法士に限られる。

(計算式)

B欄-A欄=増員分 \geq 0.5

B欄=H28.4~H29.3の各月1日(3月は末日)現在の従事者の合計 \div 12ヶ月

A欄=H28.3.31時点の従事者数

計算によって生じた端数は、小数点第2位を切り捨てて記載しているか。

(例) 123人 \div 12ヶ月=10.25 → 10.2 と記載し、四捨五入しない。

●別紙1-2 所要額調書

対象経費の支出予定額(A)=別紙1-3中の補助対象額となっているか。

選定額(C) \leq 1,000,000となっているか。

府補助額(D)は1,000円未満切り捨てとなっているか。

(算出例)

選定額Cが954,800円の場合

府補助額(D)=477,000円(954,800 \times 1/2=477,400 \rightarrow 1,000円未満切り捨て)

府補助額(D) \leq 500,000となっているか。

●別紙1-3 対象経費所要額明細書

補助対象額=別紙1-2中の対象経費の支出予定額(A)となっているか。

補助対象額は、車両本体価格のみ、かつ消費税抜きの価格となっているか。見積書等の本体価格表示が税込みの場合は100/108を乗じた金額としてください。

車両は平成28年度中(H28.4.1~H29.3.31)に購入し、かつ納品・支払いが完了可能なものか。(車両のリースは補助対象外です)

見積書(写)が添付されているか(既に購入した場合は納品書等でも可)。1-3の補助対象額が特定可能な明細を示した資料を必ず添付ください。

●平成28年度予算書抄本

訪問専用自動車整備の購入に関する予算であり、歳入計=歳出計となっているか。

京都府補助金欄=別紙1-2中の府補助額(D)となっているか。

補助対象=別紙1-3中の補助対象額となっているか。

日付、設置者及び代表者が記載されているか。(本調査では代表者印は不要です)

京都府訪問看護ステーション支援事業実施要領

(趣旨)

第1 本実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護又は、同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所及び、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項における厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者（病院・診療所を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の備品整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の実施者)

第2 京都府内に主たる住所地を有する医療法人、社会福祉法人等の法人で、京都府内に訪問看護ステーションを設置する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象経費等)

第3 補助の対象とする経費は、補助対象事業者が京都府内に訪問看護ステーションを新規開設又は、既設の訪問看護ステーションにおいて当該年度の4月1日以降に、事業所従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師、作業療法士又は理学療法士）を新規雇用又は増員した場合に、新規雇用者数又は増員数に応じて新たに購入する訪問専用の自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の整備費（以下「訪問専用自動車等整備事業」という。）とする。

(2) 補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

(3) 補助金の交付は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日京都府規則第23号。以下「規則」という。）に基づき行うものとする。

(交付申請)

第4 事業実施者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式1）を京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

(実績報告)

第5 事業実施者は、事業完了後10日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式2）を、京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。